

ご意見・ご質問・情報提供等送付用シート

※内容は制度、会議の予定内容、過去の会議資料等に関わらずお寄せ下さい。

取り上げていただきたい事項として以下2点ございます。

薬丸 有希子

1. 離婚調停中もしくは離婚調停準備中の方の保育園入所について、保育園入所決定に際し、どのような状況であれば、ひとり親家庭として見ているのか教えていただきたいと思えます。

答.

- 保育園の入所決定について、離婚調停中の方であれば、離婚調停の申立書の写しや、調停期日呼出状の写し等の書類を提出していただき、離婚調停中であることが確認できれば、ひとり親家庭と同等の取り扱いで保育所入所の審査をしております。
- 離婚調停準備中の方については、どこからが離婚調停の準備か一概に定義することが難しいため、弁護士からの上申書等を提出していただき、実際に離婚調停へ向けて動いていることが確認できれば、ひとり親家庭と同等の取り扱いで保育所入所の審査をしております。

2. 児童手当の振込口座の変更について、監護親の管理口座への振込について対応していただけるのかについて、質問させていただきたいと思います。

答.

○児童手当は、国の児童手当制度に基づいて支給されている手当です。

○支給要件は、児童を監護し、生計を同じくする父または母であって日本国内に住所を有するものが基本です。

○支給要件を満たす者が複数いる場合は、児童の生計を維持する程度が高い者とされています。

○その判断にあたっては、父母等の所得の状況、住民票の取扱い（世帯主）、健康保険の適用状況、住民税等の扶養親族の取扱いも確認の上、諸事情を総合的に考慮しています。

○これらに関わらず、別居している場合は、同居が優先されます（単身赴任を除く）。

○例えば、離婚調停中である父または母が別居している場合、別居中の父または母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められ、手当を受給できます。

○ご質問の監護親の管理口座への振込については、父または母が別居（住民票も異動）し、監護親と子が同居し、離婚協議中であることが分かる書類を添付していただければ、児童手当の新規認定請求ができます。

○離婚協議中であることが分かる書類の例として、離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書、控訴状の副本（離婚裁判に係るもの）、離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書などが考えられます。

○なお、個別具体的なケースにつきましては、その都度子育て支援課へご相談ください。